

埼玉県下水道協会規則

第1条 本協会は、埼玉県下水道協会といい、本協会の目的に賛同して入会した、埼玉県内の地方公共団体及び地方公共団体の出資等を受け埼玉県内で事業を行う法人で組織し、事務局を会長所属の地方公共団体の事務所内に置く。

第2条 本協会は、日本下水道協会の目的及び事業を推進すると共に埼玉県内の下水道の普及とその発達のために必要な事業を行い、併せて会員相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

第3条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
幹 事	若干名
顧 問	若干名
監 事	若干名

第4条 副会長、幹事、顧問及び監事は、総会において選任し、その任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

- 2 補欠により選任されたものは、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、任期終了後においても後任者が選任されるまでの職務を行うものとする。
- 4 役員を選任した場合は、ただちに日本下水道協会会長に報告するものとする。

第5条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本協会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき（欠けたときを除く。）は、その職務を代理する。

- 4 幹事は、幹事会を構成し、本協会の運営にあたる。
- 5 顧問は、本協会の事業に関し、必要な助言を行う。
- 6 監事は、本協会の財産及び会計を監査する。

第5条の2 会長が欠けたときは、速やかに、幹事会において会長職務執行者を選任するものとし、会長職務執行者は後任の会長が選任されるまでの間、会長の職務を行うものとする。

- 2 前項の場合において、幹事会の招集は副会長が行うものとし、副会長は、会長職務執行者を選任したときは、直ちにその氏名を関東地方下水道協会に報告するものとする。

第6条 本協会の会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、毎年一回以上開催し、協会の規則の制定、改廃、事業の決定、その他協会の運営に必要な重要事項を審議決定する。
- 4 幹事会は、総会に付議すべき事項及び総会から委任された事項等を審議決定する。

第7条 総会は会員の、幹事会は幹事のそれぞれ3分の2以上の出席がなければ開会できない。また、出席者の3分の2以上の議決による。

第8条 本協会から日本下水道協会の総会及び部会に提出すべき事項が決定したときは、会長は各事項ごとに提案の理由を付し、日本下水道協会会長に提出するものとする。

第9条 本協会の運営に必要な経費は、関東地方下水道協会交付金及び会員の会費の中から支弁する。日本下水道協会会費は、その定款の定めるところにより構成員から直接納付するものとする。

第10条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この規則に必要な細則は、別に定める。

附 則

この規則は、日本下水道協会定款施行の日昭和40年1月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年7月18日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。